

## 犬山サッカー協会加盟登録条件に関する規定

1. 在住・在勤を原則とするが、次の条件で登録を認める。

(1) 市内在住・在勤者が過半数とする。

チーム登録者のうち、2重登録（東海・県〔他県を含む〕・西尾張・他市町村等のリーグに登録）をしている人数を5名以下とする。  
但し、上記5名については、市内在住在勤は問わない。

A 在住、在勤

B 1.以前は犬山に住んでいた。

（結婚して新居が市外になった。実家が別の場所へ移った）

2.勤務している会社が、移転して市外になった。

3.犬山市内の小・中・高のいずれかで、サッカー部に所属して卒業した。

4.犬山市のスポーツ少年団に所属していて卒団した。

5.扶桑の中学校サッカー部に所属していて卒業した。

※Aは1ポイントでBは0.5ポイントとしてカウントして下さい。

(2) 大学生、高校生の登録について

社会人のリーグであるので、基本的には大学生、高校生でそれぞれ、1種、2種等の登録をしている者は、参加を認めない。

但し、それぞれの登録を抹消した場合（移籍登録の必要なし）・

最終学年で、大会への参加がなくなった場合は、協会への登録を認める。

(3) 外国人登録について

各チーム登録は5名までとする。但し、試合に出場するのは常時3名までとする。

2. 上記登録に違反した場合の処置

(1) チームに罰則を科す。（1年間の協会主催大会等への参加停止 等）

(2) その他

もし、登録表に偽り等が発覚した場合は、厳重な罰則を与えるので、登録の際は、充分に各個人の把握をして行うこと。